受託単価規定

株式会社産政総合研究機構 2017年8月1日改定適用

標準業務に関する受託単価については、研究員の職務区分に応じて、以下の通り基準日額および基準時間単価をもって定める。

研究員受託単価基準(単位:円、税抜き)

職務区分	基準日額	基準時間単価	研究・職務レベル等
主席研究員	100,000	12,500	業務全般を監理し、最終的な責任を負う者であると
			ともに、特に顕著な研究業績を有する者。
上席主任研究員	80,000	10,000	業務全般に精通し、顕著な研究業績を有する者。担
			当業務及びプロジェクトの計画・実施の責任を負
			い、職員の指揮、指導を行う。
主任研究員	68,000	8,500	業務に精通し、優れた研究業績を有する者。主席研
			究員の包括的指示のもと、担当業務のリーダーとし
			て研究員等とともに業務にあたる。
副主任研究員	56,000	7,000	業務に精通し、優れた研究業績を有する者。上職研
			究員の包括的指示のもと、担当業務のサブリーダー
			として研究員等とともに業務にあたる。
研究員	48,000	6,000	一定の研究実績を有し、上職研究員の指揮及び指示
			のもと、業務を実施する者。
研究員補	40,000	5,000	上職研究員の指揮及び指示のもと、業務の円滑な遂
			行のため事業に従事する者。

- ※基準日額の稼働時間は8時間を想定している(移動時間等含む)
- ※基準日額及び基準時間単価は標準業務単価であり、実際に受託する事業の業務量及び難易度等を勘案 して増減する場合がある。
- ※業務の円滑な遂行のため客員研究員等を外部招聘する場合の基準日額及び基準時間単価は、当該人材の職務経験及び職務遂行能力に応じて上記のいずれかの職務区分を適用することとし、その職務区分を○○級と表記するものとする(例:客員研究員(主任研究員級))。

以上